

海上災害対策計画 新旧対照表

海上災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td> 1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 25%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 40%;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 一 緑村たけな すまいふり社</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>災害時における緊急鉄道等輸送</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 一 緑村たけな すまいふり社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td> 1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア</u> (看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 25%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 40%;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 (一) 助村たけな すまいふり社</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>災害時における緊急鉄道等輸送</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア</u> (看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 (一) 助村たけな すまいふり社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧
機 関 名	災 害 応 急 対 策																								
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																						
鉄道等輸送機関 一 緑村たけな すまいふり社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧																						
機 関 名	災 害 応 急 対 策																								
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア</u> (看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																						
鉄道等輸送機関 (一) 助村たけな すまいふり社	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧																						

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 活動・連携体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域的な連携体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県と関係のある排出油等防除協議会等としては以下のものがある。</p> <p>○大阪湾・播磨灘流出油災害対策協議会 (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 活動・連携体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域的な連携体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県と関係のある排出油等防除協議会等としては以下のものがある。</p> <p>○大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 海上交通の安全性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶の安全な運航の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図ることとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 海上交通環境の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 海上交通の安全性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船舶の安全な運航の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、<u>走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域等において、監視体制を強化し必要に応じて巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うこととする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 海上交通環境の整備</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 海上保安本部は、航路標識の整備に努めることとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 海上保安本部は、航路標識の整備・<u>老朽化対策</u>に努めることとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社<u>その他</u>ボランティア団体と連携を図りながら、<u>県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</u></p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u>県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害情報の伝達手段</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、<u>孤立防止用衛星無線（沼島）、警察無線等の無線通信施設等</u>を利用することとする。</p> <p>必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>① 県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。</p> <p>[主な情報交換事項]</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>犯罪の防止に関し</u>とった措置</p> <p>② (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害情報の伝達手段</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、<u>警察無線等の無線通信施設等</u>を利用することとする。</p> <p>必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>① 県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。</p> <p>[主な情報交換事項]</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>犯罪の防止に関する措置</u></p> <p>② (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第1節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の責務</p> <p>① 県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品の確保</p> <p>エ 防災関係機関等が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送</p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第1節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の責務</p> <p>① 県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品等の確保</p> <p>エ 防災関係機関等が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品等の搬送</p> <p>オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、<u>こころのケアチーム (DPAT)</u> 活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。</p> <p>(6) 県（健康福祉事務所）は、<u>DPAT</u> 活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(7) 県（精神保健福祉センター）は、<u>DPAT</u> 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「<u>ひょうごDPAT</u>」活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。</p> <p>(6) 県（健康福祉事務所）は、「<u>ひょうごDPAT</u>」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(7) 県（精神保健福祉センター）は、「<u>ひょうごDPAT</u>」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 重油等の防除対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>県、沿岸市町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部、NPO・NGO等ボランティア団体等と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 重油等の防除対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>県、沿岸市町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 二次災害の防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 神戸地方気象台の措置</p> <p>神戸地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表することとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 二次災害の防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 神戸地方気象台の措置</p> <p>神戸地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表することとする。</p> <p>3～4 (略)</p>